

第十四号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の概要

1. 認定の日付 令和7年7月28日
2. 事業基盤強化計画認定番号 認定事業基盤強化計画第44号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称 ヤンマーパワーテクノロジー株式会社
4. 認定事業基盤強化計画の概要

（1）事業基盤強化の実施時期

開始時期：2025年8月

終了時期：2028年3月

（2）事業基盤強化の内容

現在製造している船舶用ディーゼルエンジンに比べ CO₂排出低減に大きく貢献し SO_x/PM, NO_x も大幅に削減できる LNG 燃料エンジンについて、更なる出力向上や高メタン価ガス燃料にも対応した改良型の開発・商品化を行うとともに、商品ラインナップの充実を図る。

脱炭素化を実現する水素燃料エンジンについて、開発、生産設備整備等を確実に遂行し、2028年度を目途に開発・商品化を行う。また、舶用水素燃料電池システムについて、生産ラインを構築し、更なる増産を図る。さらに、これらの取り組みを進めるにあたり、迅速な意思決定を行えるよう、大形船用エンジン事業を所掌する特機事業部を分社化（ヤンマーパワーソリューション(株)）する。

（3）事業基盤強化を行う場所の住所

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社

兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1

（備考）

「4. 認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

別紙

産業競争力強化法に基づく事業再編とみなされる事項

(1) 事業構造の変更、事業の分野又は方式の変更の内容、期待する支援措置

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第 10 条第 2 項 第 2 号の要件		
ロ 会社の分割	<分割会社> ヤンマーパワーテクノロジー株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町 1-32 YANMAR FLYING-Y BUILDING 代表取締役社長 田尾 知久 資本金：90,000,000 円 <継承会社> ヤンマーパワーソリューション株式会社 住所：兵庫県尼崎市長洲東通一丁目 1 番 1 号 代表者の氏名：未定 分割後の資本金：90,000,000 円 発行する株式を引き受ける者： ヤンマーホールディングス株式会社 分割予定日：2025 年 10 月 1 日	租税特別措置法 第 80 条第 1 項 第 3 号(認定事業 再編計画等に基づき行う登記の 税率の軽減) 租税特別措置法 第 80 条第 1 項 第 6 号(会社分割 に伴う不動産の 所有権の移転登 記等の税率の軽減)

(2) 労務に関する事項

① 事業基盤強化の開始時期の従業員数 (2025 年 3 月末時点)

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社 3,012 名

(うち特機事業部 1,011 名)

② 事業基盤強化の終了時期の従業員数 (2026 年 3 月末時点の見込み)

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社 2,077 名

ヤンマーパワーソリューション株式会社 1,141 名 (分社化により社名変更、
いか同じ。)

合計 3,218 名

③ 事業基盤強化に充てる予定の従業員数

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社 0 名

ヤンマーパワーソリューション株式会社 93 名

合計 93 名

④ 新規に採用される従業員数

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社 89 名

ヤンマーパワーソリューション株式会社 131 名

合計 220 名

⑤ 事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 517 名 ※

転籍予定人員数 525 名 ※

解雇予定人員数 なし

※事技系員についてはヤンマーパワーテクノロジーからヤンマーパワーソリューションへの出向先変更、技能系社員については労働契約がヤンマーパワーソリューションに継承という形となる。なお、グループ外への出向者又は転籍者はなし。

※従業員数は 2025 年 7 月申請時点の見込み数であり、将来の従業員数は未確定。